

# 第1回 雄物川水系ダム洪水調節機能協議会（令和3年9月30日開催）

- ✓ 昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、一級河川雄物川水系において水害の発生防止等が図られるよう、雄物川水系治水協定（令和2年5月29日）を締結し事前放流による洪水調節機能強化を推進してきたところです。加えて、国や流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるための「流域治水関連法」が、令和3年5月10日に公布、同年7月15日に施行され、**河川法第51条の2（ダム洪水調節機能協議会）**が新設されました。
- ✓ 河川法第51条の2（ダム洪水調節機能協議会）に基づき、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、**洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的として「雄物川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、第1回協議会を書面にて開催しました。**
- ✓ 第1回協議会では、協議会規約及び傍聴規程の確認を行いました。

## 開催概要

日時：令和3年9月30日  
方法：書面開催  
委員構成：秋田市長  
横手市長  
大仙市長  
秋田県 産業労働部長  
建設部長  
農林水産部長  
農林水産省 東北農政局  
西奥羽土地改良調査管理事務所長  
気象庁 秋田地方气象台長  
東北電力(株) 秋田発電技術センター所長  
雄和中央土地改良区理事長  
仙北市黒倉堰土地改良区理事長  
国土交通省 東北地方整備局  
秋田河川国道事務所長  
湯沢河川国道事務所長  
玉川ダム管理所長

## 議事内容

- (1) 設立趣旨、協議会規約(案)
- (2) 傍聴規程(案)  
※全委員の承認を得られた。

### 【質問・意見等】

■玉川ダムと鎧畑ダムは防災体制の強化に向けて連携協定を締結し、協定内容にある「治水・利水の一体的かつ総合的なダム運用」の検討を行っているところ。  
検討にあたり当協議会と情報交換や調整等を行い進めることが考えられるため、「玉川ダム・鎧畑ダム連携強化推進室（R3.8設置）」を作業部会に入れてはどうか。

### 【事務局対応案】

■「玉川ダム・鎧畑ダム連携強化推進室」関係者と調整のうえ、作業部会で対応について検討することとしたい。